

(第九部)

第七回 参議院農林委員会會議録第十八号

(三八八)

昭和二十五年三月三十日(木曜日)午前十一時三十五分開会

本日の会議に付した事件

○松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○油糧配給公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○肥料配給公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農薬協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(楠見義男君) 只今から委員会を開会いたします。

本日は最初に松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律案を議題にいたします。本日は昨日日本審査におきまして皆さんから熱心な御質疑がございましたが、尚残つておる質疑がございましたらお願いいたします。その後討論採決に入りたいと思ひます。

御質疑もないようでありますから、それではこれから討論採決に入ります。別に御発言もないようでありますから、本法律案を議題にいたしました。これより採決に入ります。衆議院送付政府原案通り可決することに御賛成の方の御起立をお願いいたします。

○委員長(楠見義男君) 総員起立と認

第九號 農林委員会會議録第十八号 昭和二十五年三月三十日

めます。よつて本法案は全会一致を以て可決することに決定いたしました。多数意見者の署名並びに本会議における委員長の報告は前例によりまして、然るべく御一任頂きたいと思ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(楠見義男君) それでは本案を可とされた方は順次御署名願ひます。

多数意見者署名

- 岡村文四郎 羽生 三七
- 岡田 宗司 赤澤 興仁
- 徳川 宗敬 柴田 政次
- 門田 定蔵 池田 恒雄
- 藤野 繁雄 北村 一男
- 鈴木 順一 石川 準吉
- 小川 久義 池田宇右衛門
- 深水 六郎

○北村一男君 幸い大臣の御出席もありますので、本日又全国の購連の方々、報奨物資の問題についてお集りになつておりますので、その経過について御説明願ひたいと思ひます。

○國務大臣(藤幸太郎君) この問題につきましては、たび／＼この委員会におきまして経過を報告しているのがあります。昨日も党の政調会の要求によりまして、総理大臣、安本長官、私も出しまして、この善後処置に対して協議をいたしましたのでありますが、大体先般こちらで私が申し上げましたような予算措置は取り得られると存するのであります。

これはいろ／＼の關係がござります。何割引してあげるといふようなこととは、はつきりと予算措置關係から申上げられないのでありますが、昨日でありましたか申上げました通り、気に入らぬなら返してくれ、こういうのが初めの出初めであつたのであります。それであるから戻された品物をどう処理するかというものはその処置が考えられて来たのであります。途中でやつぱり正直に買つたものも割引して買いたいという希望があとから湧いて来て、そうすると、全般的に高くなつた分に対しての措置を取らなければならぬ、こういうことに結論を下さざるを得ないことになつたのであります。大抵その筋に沿つて予算措置を取り得られると存じております。併しこれはいろ／＼の關係がござります。併して、關係方面との關係もござりますので、表面的に処置することが正直困難かと存じます。大体先般ここで申しましたような線に沿つて処理がござります。かように考えておられます。

○岡村文四郎君 大臣もたび／＼我々から質問をし御答弁を願ひ、非常に歩の悪い立場にあるために苦勞されておること十分分つております。実は遠慮しつつ質問しているわけですが、そうかといつて隣におります農家のことを考えますと、それも遠慮できないので、いろ／＼と申上げておられます。が、実は早心配をして、二十九日に御懇談があつたことを仄聞してのことな

と、雑駁のような形で売つておるものも値引をせよというので、それがいろ／＼關係があつて、ここで表面からそれをやるとか、何引くとかいふことは申上げられない、こういうお話でござりますが、大臣の意中にはそのことが十分含まれておると思ひますが、是非残つておるものだけでも値引というものは、非常な今後にも影響するし、処置が困難でありますから、一つ特段の御努力を得て、我々が常に申上げております。大臣もさようにしたいといふお気持ちのことを、表面では当分今のお話のようにしなければならぬでしょうが、実際は希望して頂きますような処置に是非して頂きますことをお願い申上げて、その御返答を聞かなくともよろこびますから……。

○委員長(楠見義男君) それでは次に油糧配給公団法の一部を改正する法律案を議題にいたします。

この件につきましては、昨日委員長から当委員会におきます調査の結果に基いて、別途立法的措置を講じ、その件について關係方面との折衝の経過を御報告申上げたところでありまして、昨日お聞き頂きましたような経過でござりますので、その方は取止めまして、政府提出原案衆議院より送付せられました本件について、御審議を傾けたいと思ひます。概ねこの法案につきましても、質疑は終了したものと存じますが、尚討論採決の前に御質疑等ござりますれば、この際によつて頂きたいと思ひます。

取扱わしめるのと、食料品配給公団を置いて置いて砂糖を取扱わしめるのと比較いたしましたならば、政府の案が食料品配給公団に砂糖を取扱わしめるのと、事務上、経費上とだけだけの利益があるかということをお尋ねしたいと思ひます。私のお尋ねしたところでは、事務は複雑になり、経費は増加いたしました。閣議決定と相反するところの結果になるのではなからうかと思ひますが、この点お伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(藤幸太郎君) 経費がどういふふうか節約されるかという問題よりも油をいつ外すし得られるか、砂糖をいつ外すし得られるか、こういう問題であります。食料品公団を残しまして砂糖だけにしようというところは、この砂糖に対しては、相当前途近き将来に全面的に廃止ができるかと思ひます。台湾との關係から申しましても、砂糖の輸入は前途明らな気がするのであります。油糧の問題につきましては、雑油は統制を外すはしましたが、大豆が輸入されておる關係上、大豆の油又一部の統制をいたしております。菜種油というものは、食糧の重要性から申しましても、そう急に統制が外せるとも考えられないのであります。それでありまして、食料品公団を尙存続いたしました。砂糖だけ公団に取扱はせるといふことは、この際経費とか何とかいふ意味ではなしに、近く砂糖は統制解除されるものであるという気持で、一時油糧公団の

方と合併して取扱わしめる。そのうちに砂糖も統制が解除されるという機会が近く来るのじやないか。かように考えられるのであります。従つて砂糖だけを残して食料品公団を残して置くという事はこの際整理をする上においても適當でない、かような考え方から油糧公団の方に砂糖を併合いたしました。暫く統制の中に入れて行く、こゝうの方針で考えておるのであります。

○藤野繁雄君 只今のお話によりまするといふと、砂糖は近く統制を外すことになる見当であると、こゝういふうなことでありましたならば、従らに食料品配給公団を廃止して行くよりも、事務上からも砂糖を油の方に併せるためにいゝなごたゝゝが起る。却つて政府の企図しておられるようにことに支障を来たすのじやなからうかと思つてあります。近いうちに外すから現在のうちに二つのものを残して置くよりも一つにまとめた方がいいというその理由に、どうしたつて合点が行かないのであります。いよく砂糖を外して油糧配給公団に入れる、こゝういふうなことにいたしますと、今度は清算事務に当つても、砂糖の清算事務は誰が執るか。清算事務を執るところの人間はないのじやないか。こゝういふうなこともなつて来るのじやないかと思つてあります。この点更にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(森幸太郎君) これは見解の違ふ点と存じますが、政府といたしましては、油糧公団に砂糖を入れて置く、その砂糖が中途において脱落いたして、それに対する清算事務といふやうなものは、やはり油糧公団と一緒にやりました者が責任を持つて、一掃

事業の縮小といふことになるのであります。砂糖だけを清算事務に移すといふ必要がないと、かように考えておるのであります。

○藤野繁雄君 私の質問が悪かつたために大臣誤解しておられるやうであります。食料品配給公団はなくなつて来るのであります。食料品配給公団がなくなつたならば、これは清算状態に入らなければいけないのであります。砂糖はこれが油の方に入つて行くとしたならば四月一日現在で引移つて、その後の債権債務の取扱は清算で行かなくちゃできないと思つておるのであります。債権債務の取扱は油公団に砂糖が入つた後はどうされるのであるか、この点であります。

○國務大臣(森幸太郎君) これは食料品公団が三月三十一日で廃止されることにつきましては、その段階におけるすべての問題についての清算事務に入るわけでありまして、四月一日以後新しく油糧公団に砂糖といふものを取扱わすのであります。そこに一つの節ができて来ると考えます。今日までの債権債務に對しましては、勿論食料品公団として、あらゆる部面における清算事務に着手いたしますが、新しく油糧公団に砂糖といふものを取扱わす、こゝに一つの段階、区域ができる、かように考えておるのであります。

○藤野繁雄君 どうも私の質問が大臣合点が行かれないやうであります。砂糖に關係するところの者が油糧に行つたならば、砂糖に従事しているところの者は全部油糧公団に行つてしまふのであります。そうして見るといふと、食料品公団で砂糖の債権債務の清算をするのに、砂糖に關係する知識のある者

は一人もおらずして、清算事務に入らなくてはならぬのであります。こゝういふうなことで清算ができるかどうか、私の考では、こゝういふうな場合においても、食料品公団と油糧公団が一緒になつたその方のものが清算に加勢せなくちゃできないやうになつて来るのじやないか、この点なんでありませう。

○國務大臣(森幸太郎君) 公団の清算事務は、別に清算の責任者を指定いたしまして、そうして清算をすることに別の政令によつて行くことになつておるわけでありまして、砂糖の知つておる者が油糧公団へ行つてしまふから、食料品公団の清算事務に砂糖のことはさつぱり分らんやうになるではないかといふ御心配のやうであります。こゝういふうなことはないと信じておるわけでありませう。

○藤野繁雄君 次にこれはこの前の委員会から大臣にお尋ねして、大臣の御返事を得ておるのであります。その後いろいろの通牒によつて見るといふと、大臣の委員会が答弁せられたやうになつていないやうにも感じられるから、更にお伺いするのであります。菜種の取扱について、政府はどんな方針で今後やられるのであるか、別な言葉で言つたならば、菜種の供出でやられるのであるか、油の供出を認められるのであるか、この点であります。

○國務大臣(森幸太郎君) これは菜種は今まで全面統制をいたしまして、生産者に保有を認めおらなかつたのであります。従つて油といふものが少しでも動いておれば、これは統制違反だといふので、農業者は非常な迷惑をたじておつたのであります。農家の

日常生活の上において菜種油といふものは必要であることを考えまして、生産見込数の約六〇%を統制いたしました。あと四〇%は農村における保有を認めておるのであります。従つてこの保有のものは自由に処置するわけでありませうが、六〇%を統制するといふことは種油が必要であるためにこれを処理して行くわけでありませうから、今後におきましては、この搾油業者との関係もありませんが、油を供出さしてもその目的は達成するわけでありませうので、こゝういふうな方針で今後進みたいといふ考を持つておるのであります。取敢ず六〇%だけは菜種の統制をいたすといふ方針を持つておるのであります。

○藤野繁雄君 そうして見るといふと、こゝういふうに解釈していいのであるか、更に念を押して置きたいと思つておるのであります。農民から菜種の供出は六〇%供出されるのであります。その菜種の供出をする場合においては、農民の希望において、菜種で供出したと思つては、菜種で供出したいと思つては、油の供出を認めるといふことになり、油の供出を認めるといふことになり、更に念を押したいと思つておるのであります。

○國務大臣(森幸太郎君) 国産菜種の集荷搾油取扱要領につきましては、事実上の精油供出を認める方針を採つておるのであります。即ち生産者の希望する工場で搾油させること、菜種の自家保有を認めて委託搾油を許すこと、この二つの方法を採用したいと思つております。

○藤野繁雄君 次に、いよく食料品公団は廃止になるのであります。廃止になつた場合においては、今までの間に働いておつたところの職員に対しては、各相当の待遇をして行かなくちゃできないのであります。予算委員会でも、この問題は質問して置いたのであります。この退職職員に対する退職金の支給は政令二百六十三号でやられるのか、二百六十四号でやられるのか、私の聞いておるところによれば、又予算書を拜見して見ますと、政令二百六十三号でやるだけの予算があるやうに考えられるのであります。が、この点お伺いしたいと思います。

○國務大臣(森幸太郎君) 公団廃止に伴う退職金につきましては、予算の面においては二百六十三号であります。が、やはり予算はあります。併しながら政令の建前といたしましては、二百六十四号に適應せしめるやうになつておるのであります。これはつまり行政整理と同じ気持において考へて行きたいといふことを考へておるのであります。又各公団からもできるだけ待遇をよくしてやつて貰いたいという希望がありますので、目下行政庁とも相談いたしまして、できるだけ待遇をよくいたしたい、かように努力を続けておるわけでありませう。まだ結論には達しておりませぬ。

○藤野繁雄君 食料品公団が廃止されるのでありますから、廃止されるに伴つて味噌醬油の仕事を廃止されることになつて来るのであります。この間からいよく輸入大豆の状況を承つて見まするといふと、大体において見当がついたやうであります。まだ明確でないと思つておるのであります。食料品公団を廃止したために味噌醬油といふやうな、国民の非常に日常生活に

止になつた場合においては、今までの間に働いておつたところの職員に対しては、各相当の待遇をして行かなくちゃできないのであります。予算委員会でも、この問題は質問して置いたのであります。この退職職員に対する退職金の支給は政令二百六十三号でやられるのか、二百六十四号でやられるのか、私の聞いておるところによれば、又予算書を拜見して見ますと、政令二百六十三号でやるだけの予算があるやうに考えられるのであります。が、この点お伺いしたいと思います。

○國務大臣(森幸太郎君) 公団廃止に伴う退職金につきましては、予算の面においては二百六十三号であります。が、やはり予算はあります。併しながら政令の建前といたしましては、二百六十四号に適應せしめるやうになつておるのであります。これはつまり行政整理と同じ気持において考へて行きたいといふことを考へておるのであります。又各公団からもできるだけ待遇をよくしてやつて貰いたいという希望がありますので、目下行政庁とも相談いたしまして、できるだけ待遇をよくいたしたい、かように努力を続けておるわけでありませう。まだ結論には達しておりませぬ。

○藤野繁雄君 食料品公団が廃止されるのでありますから、廃止されるに伴つて味噌醬油の仕事を廃止されることになつて来るのであります。この間からいよく輸入大豆の状況を承つて見まするといふと、大体において見当がついたやうであります。まだ明確でないと思つておるのであります。食料品公団を廃止したために味噌醬油といふやうな、国民の非常に日常生活に

止になつた場合においては、今までの間に働いておつたところの職員に対しては、各相当の待遇をして行かなくちゃできないのであります。予算委員会でも、この問題は質問して置いたのであります。この退職職員に対する退職金の支給は政令二百六十三号でやられるのか、二百六十四号でやられるのか、私の聞いておるところによれば、又予算書を拜見して見ますと、政令二百六十三号でやるだけの予算があるやうに考えられるのであります。が、この点お伺いしたいと思います。

○國務大臣(森幸太郎君) 公団廃止に伴う退職金につきましては、予算の面においては二百六十三号であります。が、やはり予算はあります。併しながら政令の建前といたしましては、二百六十四号に適應せしめるやうになつておるのであります。これはつまり行政整理と同じ気持において考へて行きたいといふことを考へておるのであります。又各公団からもできるだけ待遇をよくしてやつて貰いたいという希望がありますので、目下行政庁とも相談いたしまして、できるだけ待遇をよくいたしたい、かように努力を続けておるわけでありませう。まだ結論には達しておりませぬ。

○藤野繁雄君 食料品公団が廃止されるのでありますから、廃止されるに伴つて味噌醬油の仕事を廃止されることになつて来るのであります。この間からいよく輸入大豆の状況を承つて見まするといふと、大体において見当がついたやうであります。まだ明確でないと思つておるのであります。食料品公団を廃止したために味噌醬油といふやうな、国民の非常に日常生活に

止になつた場合においては、今までの間に働いておつたところの職員に対しては、各相当の待遇をして行かなくちゃできないのであります。予算委員会でも、この問題は質問して置いたのであります。この退職職員に対する退職金の支給は政令二百六十三号でやられるのか、二百六十四号でやられるのか、私の聞いておるところによれば、又予算書を拜見して見ますと、政令二百六十三号でやるだけの予算があるやうに考えられるのであります。が、この点お伺いしたいと思います。

必要なるものが配給に支障があるようなことがあつてはできないと思つておりますが、この味噌醬油の配給については将来において明確なる支障がないとお考えであるか、この点一応念を押して置きたいと思つております。

必要なるものが配給に支障があるようなことがあつてはできないと思つておりますが、この味噌醬油の配給については将来において明確なる支障がないとお考えであるか、この点一応念を押して置きたいと思つております。

○國務大臣(森幸太郎君) 味噌醬油は輸入原料等の関係から、非常に生産高が高まらして、もはやこれは統制を外すにしても、日常の生活に支障を起すようなことはない程度になつておるのであります。それでありまして、できるだけこれを外すしてしまいたいという気持を持つていたのでありますが、あれも御承知の原料が輸入されておられます。関係方面との衝衝の上におきまして、尙暫くはフリー・クローポ式によらざるを得ないという方針であります。それによりまして決して国民生活に支障を来たすというようなことはない確信を持つておるわけでありまして。

○委員(補見議員君) 大体質疑も終了したようでありまして、これより油糧配給公団法の一部を改正する法律案を議題にいたしまして討論採決に入ります。

別に御発言もなければ直ちに採決に入ります。政府提出、衆議院送付原案通り御賛成の方の御起立を求めます。

○委員(補見議員君) 起立。依つて本法案は全会一致を以て可決することに決定いたしました。

向この案件につきましても、多数意見者の御署名を頂くことになつておりますので、御署名をお願いいたします。

多意見者署名
岡村文四郎 羽生 三七

第九部 農林委員会會議第十八号 昭和二十五年三月三十日

必要なるものが配給に支障があるようなことがあつてはできないと思つておりますが、この味噌醬油の配給については将来において明確なる支障がないとお考えであるか、この点一応念を押して置きたいと思つております。

○委員(補見議員君) 尙この機会に委員長から大臣にお願いをして置きまして、先程藤野さんからの御質問に對しての大臣のお答で、砂糖の方が早く統制が解除されるのじやないかと、こ

○委員(補見議員君) 尙この機会に委員長から大臣にお願いをして置きまして、先程藤野さんからの御質問に對しての大臣のお答で、砂糖の方が早く統制が解除されるのじやないかと、こ

○委員(補見議員君) 尙この機会に委員長から大臣にお願いをして置きまして、先程藤野さんからの御質問に對しての大臣のお答で、砂糖の方が早く統制が解除されるのじやないかと、こ

○委員(補見議員君) 尙この機会に委員長から大臣にお願いをして置きまして、先程藤野さんからの御質問に對しての大臣のお答で、砂糖の方が早く統制が解除されるのじやないかと、こ

岡田 宗司 赤澤 與仁
徳川 宗敬 柴田 政次
門田 定蔵 池田 恒雄
藤野 繁雄 北村 一男
鈴木 順一 石川 準吉
小川 久義 池田宇右衛門
深水 六郎

第九部 農林委員会會議第十八号 昭和二十五年三月三十日

ては、我々の心配しておつたようなことが最少限度に止まるように、農林省としては特に特段の御配慮を預わしいと思つております。

○委員(補見議員君) 承知いたしました。先程農林大臣が御答弁になりましたように、是非昨年の行政整理と同じ気持ちで行くように努力中であるかと、こういうことで、それに多くの期待をかけるわけでありまして、是非この問題はおつしやつたような方向に進むように、更に一層の御盡力を願わしい。この二つを委員長からも、委員の方々を代表して御願いをいたして置きます。

○委員(補見議員君) 承知いたしました。先程農林大臣が御答弁になりましたように、是非昨年の行政整理と同じ気持ちで行くように努力中であるかと、こういうことで、それに多くの期待をかけるわけでありまして、是非この問題はおつしやつたような方向に進むように、更に一層の御盡力を願わしい。この二つを委員長からも、委員の方々を代表して御願いをいたして置きます。

○委員(補見議員君) 承知いたしました。先程農林大臣が御答弁になりましたように、是非昨年の行政整理と同じ気持ちで行くように努力中であるかと、こういうことで、それに多くの期待をかけるわけでありまして、是非この問題はおつしやつたような方向に進むように、更に一層の御盡力を願わしい。この二つを委員長からも、委員の方々を代表して御願いをいたして置きます。

○委員(補見議員君) 承知いたしました。先程農林大臣が御答弁になりましたように、是非昨年の行政整理と同じ気持ちで行くように努力中であるかと、こういうことで、それに多くの期待をかけるわけでありまして、是非この問題はおつしやつたような方向に進むように、更に一層の御盡力を願わしい。この二つを委員長からも、委員の方々を代表して御願いをいたして置きます。

第九部 農林委員会會議第十八号 昭和二十五年三月三十日

度調査小委員会において、慎重に御審議を願ひ、又本委員会においても、種種質疑を交された問題で、概ね質疑も終了したものと存じますが、尙討論採決に入るに先立つて、残された御質疑がありますればこの際御願ひいたし

○委員(補見議員君) 承知いたしました。先程農林大臣が御答弁になりましたように、是非昨年の行政整理と同じ気持ちで行くように努力中であるかと、こういうことで、それに多くの期待をかけるわけでありまして、是非この問題はおつしやつたような方向に進むように、更に一層の御盡力を願わしい。この二つを委員長からも、委員の方々を代表して御願いをいたして置きます。

○委員(補見議員君) 承知いたしました。先程農林大臣が御答弁になりましたように、是非昨年の行政整理と同じ気持ちで行くように努力中であるかと、こういうことで、それに多くの期待をかけるわけでありまして、是非この問題はおつしやつたような方向に進むように、更に一層の御盡力を願わしい。この二つを委員長からも、委員の方々を代表して御願いをいたして置きます。

○委員(補見議員君) 承知いたしました。先程農林大臣が御答弁になりましたように、是非昨年の行政整理と同じ気持ちで行くように努力中であるかと、こういうことで、それに多くの期待をかけるわけでありまして、是非この問題はおつしやつたような方向に進むように、更に一層の御盡力を願わしい。この二つを委員長からも、委員の方々を代表して御願いをいたして置きます。

○委員(補見議員君) 承知いたしました。先程農林大臣が御答弁になりましたように、是非昨年の行政整理と同じ気持ちで行くように努力中であるかと、こういうことで、それに多くの期待をかけるわけでありまして、是非この問題はおつしやつたような方向に進むように、更に一層の御盡力を願わしい。この二つを委員長からも、委員の方々を代表して御願いをいたして置きます。

第九部 農林委員会會議第十八号 昭和二十五年三月三十日

案申すこと承つておりますので、以上のようなことを私は條件としたしまして、本法案に賛成をいたします。

○委員(補見議員君) 承知いたしました。先程農林大臣が御答弁になりましたように、是非昨年の行政整理と同じ気持ちで行くように努力中であるかと、こういうことで、それに多くの期待をかけるわけでありまして、是非この問題はおつしやつたような方向に進むように、更に一層の御盡力を願わしい。この二つを委員長からも、委員の方々を代表して御願いをいたして置きます。

○委員(補見議員君) 承知いたしました。先程農林大臣が御答弁になりましたように、是非昨年の行政整理と同じ気持ちで行くように努力中であるかと、こういうことで、それに多くの期待をかけるわけでありまして、是非この問題はおつしやつたような方向に進むように、更に一層の御盡力を願わしい。この二つを委員長からも、委員の方々を代表して御願いをいたして置きます。

○委員(補見議員君) 承知いたしました。先程農林大臣が御答弁になりましたように、是非昨年の行政整理と同じ気持ちで行くように努力中であるかと、こういうことで、それに多くの期待をかけるわけでありまして、是非この問題はおつしやつたような方向に進むように、更に一層の御盡力を願わしい。この二つを委員長からも、委員の方々を代表して御願いをいたして置きます。

○委員(補見議員君) 承知いたしました。先程農林大臣が御答弁になりましたように、是非昨年の行政整理と同じ気持ちで行くように努力中であるかと、こういうことで、それに多くの期待をかけるわけでありまして、是非この問題はおつしやつたような方向に進むように、更に一層の御盡力を願わしい。この二つを委員長からも、委員の方々を代表して御願いをいたして置きます。

第九部 農林委員会會議第十八号 昭和二十五年三月三十日

ということであるかと思ふのでありま
すから、肥料公団を廃止せられる場合
においては、肥料資金に対する完全な
準備を整えてからでなくてはできな
いと思ふのでありますから、この点を
希望を申上げ、次には岡村さんからお
話があつたように、肥料の値上げはせ
ないというようなことに御努力をお願
いするということにこの案に賛成いた
します。

○赤澤興仁君 私の次の事項を要望し
たしまして、本法律案に賛成をいたし
たいと思つて、その一つは、いわゆ
る竹馬経済を脱却するために、肥料に
対する価格調整費を削減するというこ
とは、一応止むを得ない措置といたし
まして、政府は極力肥料の生産とか
配給の合理化によりまして価格調整費
削減の影響を吸収いたしまして、消費
者価格の値上りを最小限度に止めるよ
うな措置を取つて頂きたいというこ
と、第二には、肥料の値上りと農村の
金詰りのために、肥料の突効需要は減
減せんとする傾向にありますことは御
存じの通りでございますが、この肥料
の突効需要の減退は、直ちに農業生産
の衰退を来たすこととなりますし、
国家並びに農家経済上由々しい問題で
ありますので、政府におかれまして
は、速かに肥料の突効需要の減退防止
に對しての万全の策を講じて頂か
なければならぬと思ふのであります。
第三は、肥料価格の値上りは主食の値
上りを来たすことでありまして、主食
の値上りは国民生活費の上昇を招くこ
ととなることは申すまでもないのであ
りまして、政府はこの悪循環の防止に
つきましても、最善を盡して頂かなければ
ならぬと思ふのであります。尙肥

料の値上りが農家の保有米とか、或い
は不完全農家の飯米用の生産費の高騰
を来たしますし、零細農の生活の脅威
となる点から考えましても、その対策
に遺憾なきを期して頂かなければなら
ぬと思つて、第四は、政府の配給機
構の改正については、これは単に名目
や形式に囚われることなく、実情に即
した万全の策を講じて頂かなければな
らんと存じておるのであります。第五
には、肥料とか農薬或いは消耗品的な
農機具等のように、生産が年間平均に
行われるものにおきましては、需要は
需要期、不要期との大きな波がある
ことにつきましても、政府はこの需給
調整のために、適当な制度を設けられ
ることが必要ではなからうかと考えて
おるのであります。最後に、政府はこ
の肥料配給公団を廃止する場合におき
ましては、国家財政の負担を配慮いた
しまして、離職者の善後処置につきま
しても、万遺憾なき措置を講じて頂か
なければならぬと存するわけでござい
ますが、これらの点を要望いたしまし
て、本法律案に賛成するものでござい
ます。

料の値上りが農家の保有米とか、或い
は不完全農家の飯米用の生産費の高騰
を来たしますし、零細農の生活の脅威
となる点から考えましても、その対策
に遺憾なきを期して頂かなければなら
ぬと思つて、第四は、政府の配給機
構の改正については、これは単に名目
や形式に囚われることなく、実情に即
した万全の策を講じて頂かなければな
らんと存じておるのであります。第五
には、肥料とか農薬或いは消耗品的な
農機具等のように、生産が年間平均に
行われるものにおきましては、需要は
需要期、不要期との大きな波がある
ことにつきましても、政府はこの需給
調整のために、適当な制度を設けられ
ることが必要ではなからうかと考えて
おるのであります。最後に、政府はこ
の肥料配給公団を廃止する場合におき
ましては、国家財政の負担を配慮いた
しまして、離職者の善後処置につきま
しても、万遺憾なき措置を講じて頂か
なければならぬと存するわけでござい
ますが、これらの点を要望いたしまし
て、本法律案に賛成するものでござい
ます。

○委員長(補見議員君) 大体御意見の
御発表も盡きたようでありまして、
これより採決をいたします。
肥料配給公団令の一部を改正する法
律案を議題にいたします。本法案につ
いて衆議院送付、政府原案通り御賛成
の方の御起立をお願いいたします。
〔総員起立〕

○委員長(補見議員君) 総員起立。よ
つて全会一致を以て原案通り可決する
ことに決定いたしました。
向この案件につきましても、多数意
見者の御署名を頂くことになつており

ますので、御署名をお願いいたしま
す。
多数意見者署名
岡村文四郎 羽生 三七
岡田 宗司 赤澤 興仁
徳川 宗敬 柴田 政次
門田 定藏 池田 恒雄
藤野 繁雄 北村 一男
鈴木 順一 石川 進吉
小川 久義 池田宇右衛門
深水 六郎

○委員長(補見議員君) 午前中はこれ
で休憩いたします。一時半より再開い
たします。
午後零時十四分休憩
午後二時四十四分開会
○委員長(補見議員君) それではこれ
より午前に引続いて委員会を再開いた
します。
食糧管理法の一部を改正する法律案
を議題といたします。この法律案につ
きましては、前後五回に亘つて委員会
において御審議を煩わしたのでありま
すが、本日は討論採決の運びにいたし
たいと思つて、その前に御質疑の残
つておるものがございましたらお願い
いたします。

○委員長(補見議員君) 総員起立。よ
つて全会一致を以て原案通り可決する
ことに決定いたしました。
向この案件につきましても、多数意
見者の御署名を頂くことになつており

官もお知りの通りでありまして、この
点につきましても非常な苦心、御努力を
拂われて、漸く解決の運びに相成るよ
うに聞いておりますが、一日も早く御
解決のことができれば、農村を直
接指導し又供出に關係ある農業協同組
合といったし、金融の行詰りに
對しましても安心いたしまして、これ
が運當の堅実さを図ることができると
同時に、農家をして一層作業にいそし
ませ、政府の方針たる供出に寄與する
ことができるということは言を俟たな
いのでございます。かかる見地からい
たしまして、今日政府のこれに對する
打つ手に對して、重ねて大臣から御答
弁を煩わしたいと、かように思つので
あります。

○國務大臣(森本太郎君) この問題に
つきましては、先刻一応お答えいたし
ておつたのでありますが、重ねての御
質問でありますので、現状を御報告申
上げたいと存じます。
この問題は皆さんにも非常に御心配
をして頂きますので、先般来いろ／＼と
その善後措置について、政府といたし
まして、考究を進めて来たのであり
ますが、取敢ず手形の期限が將に経過
せんといはしておる重大な問題にぶつ
かつておられますので、一日も早くこの
問題を解決しなければならぬことが
一つと、そうして農家が折角供出に協
力してくれられた、それに対する報奨
物資のことでありますから、普通の勞
務者に特配するという品物でなしに、
報奨という名の付く性質のものであり
ますから、どうかして農家にその品
物を渡したいというのであります。が、
その品物がたまたまお話のように税の
關係等によりまして時価が下りまし

○國務大臣(森本太郎君) この問題に
つきましては、先刻一応お答えいたし
ておつたのでありますが、重ねての御
質問でありますので、現状を御報告申
上げたいと存じます。
この問題は皆さんにも非常に御心配
をして頂きますので、先般来いろ／＼と
その善後措置について、政府といたし
まして、考究を進めて来たのであり
ますが、取敢ず手形の期限が將に経過
せんといはしておる重大な問題にぶつ
かつておられますので、一日も早くこの
問題を解決しなければならぬことが
一つと、そうして農家が折角供出に協
力してくれられた、それに対する報奨
物資のことでありますから、普通の勞
務者に特配するという品物でなしに、
報奨という名の付く性質のものであり
ますから、どうかして農家にその品
物を渡したいというのであります。が、
その品物がたまたまお話のように税の
關係等によりまして時価が下りまし

て、二、三割の開きができておる、こ
ういふ關係から、先に配給いたして受
取つたものが高いものを買わされた
というふうな工合になつておりますの
と、又いろ／＼金融等の關係、又はそ
ういふ價格等の關係でこれを返すとい
うふうな立場もありませんので、いざ
にしましても、この二つの問題を解決
しなければならぬのであります。が、政
府におきましては相當の金額を要する
のであります。が、取敢ず一応返還され
た品物に對しましては、適當の処置を
採りまして、手形の割引等の不都合の
ないようになつたと同時に、農家に配
給せられたものに対しまして、これ
と同様な処置によりまして、價格を引
下げるような方法にいたしたいと、か
ように御策をいたしておるのであり
まして、昨日の閣議には一応手形の問題
についての処置は表明されたのであり
ますが、それだけではいけないので、
更に案を練りまして、大体今申しまし
たような線に沿うてなし得ると考えま
すので、明日の閣議におきましては、
大体これまで皆さんに申上げておられ
した程度の実現ができて、かよう
に考えておるのであります。

○國務大臣(森本太郎君) この問題に
つきましては、先刻一応お答えいたし
ておつたのでありますが、重ねての御
質問でありますので、現状を御報告申
上げたいと存じます。
この問題は皆さんにも非常に御心配
をして頂きますので、先般来いろ／＼と
その善後措置について、政府といたし
まして、考究を進めて来たのであり
ますが、取敢ず手形の期限が將に経過
せんといはしておる重大な問題にぶつ
かつておられますので、一日も早くこの
問題を解決しなければならぬことが
一つと、そうして農家が折角供出に協
力してくれられた、それに対する報奨
物資のことでありますから、普通の勞
務者に特配するという品物でなしに、
報奨という名の付く性質のものであり
ますから、どうかして農家にその品
物を渡したいというのであります。が、
その品物がたまたまお話のように税の
關係等によりまして時価が下りまし

○國務大臣(森本太郎君) この問題に
つきましては、先刻一応お答えいたし
ておつたのでありますが、重ねての御
質問でありますので、現状を御報告申
上げたいと存じます。
この問題は皆さんにも非常に御心配
をして頂きますので、先般来いろ／＼と
その善後措置について、政府といたし
まして、考究を進めて来たのであり
ますが、取敢ず手形の期限が將に経過
せんといはしておる重大な問題にぶつ
かつておられますので、一日も早くこの
問題を解決しなければならぬことが
一つと、そうして農家が折角供出に協
力してくれられた、それに対する報奨
物資のことでありますから、普通の勞
務者に特配するという品物でなしに、
報奨という名の付く性質のものであり
ますから、どうかして農家にその品
物を渡したいというのであります。が、
その品物がたまたまお話のように税の
關係等によりまして時価が下りまし

まするならば、一にこの倉庫の信用によつて取引が行われるのであります。併し現在の倉庫は今お話の通りに、ただ一時そこに集荷すればいい短期間の貯蔵でありましたので、ルーズになりまして、随分風も暴れる、雨も漏るといふような倉庫も、どうもそのまゝに経過いたして来たのであります。今申しますように、商品化してよい上取引をするということになりますれば、その倉庫の信用によつて取引が行われるわけでありませう。それで政府におきましては、速かにこの全国の倉庫の調査をいたしまして、そうして完全なる貯蔵の効く、駆除のなし得るような立派な倉庫にし、商品価値を落さないような倉庫になさなければならぬと思つてあります。これは更に案を立てて、この倉庫の修理等につきましての計画を今後早急に進めたい、こゝういふふうに考へておるわけでありませう。

○藤野繁雄君 私などは外国食糧の依存度をできるだけ減少して、国内食糧の自給率を高めていくべきでないか、とあります。国内食糧の自給率を高めていくためには、御承知の通り土地改良であるとか、干拓であるとか、或いは災害復旧であるとか、或いはこれをせざるやでできないのであります。然るに政府のこれらの方面に出しておられるところの金額を考へて見ますと、私らの希望に対して非常に少いのであります。又一方においては政府は融資するといふことを言明しておられて、その融資を望んでおるのであります。が、例えて見ますと、昭和二十四年度の対日援助見返資金のようなものは十九億の融資をやるといふことを決定しておられながら、今日一文も貸付がない。恐らく二十四年度の土地改良に対しては対日援助見返資金が一億と雖も貸出さない、こゝういふふうな結果になつて来ておるのであります。こゝういふようなことであつたならば、土地改良費であるとか、或いは災害復旧費であるとか、干拓工事であるとかいふようなものは、全く計画はしてあつても実行が伴わないといふようなことになつて来るであらうと思つてあります。又昭和二十五年年度の予算を拜見して見ましても、土地改良事業の経費には八十五億、耕地災害復旧の経費には七十二億、合計いたしましたので百五十七億を計上しておられるのであります。これに対する地元負担の七十七億というふうなものも、資金的の措置は講じておらないのであります。これは予算委員会でも大蔵大臣に質問して見るといふと、何とか金融の措置は講ずるといふことであるのであります。併し金融の措置を講ずるといふので、昭和二十四年度の十九億の金が用ないといふことは、これは手続が非常に煩雜であるといふことなんで、それで今後において食糧の自給率を確保しようとして、土地改良、干拓或いは災害復旧をやろうとしたならば、どうしたつて現在の融資の手続を簡単にせななくては、農村には融資ができないんじやなかろうか、又現在の見返資金の手続を拜見して見ますと、僅かな資金を融通して貰うためにはその手続が煩雜であつて、却つて経費例にならぬといふようなことになつて来るんじやなかろうか、こゝう想像されるのであります。それで私は、この際土地改良であるとか、災害復旧であるとか、

或いは干拓であるといふような事業に、より以上の政府に予算を計上して頂くと同時に、融資の金額を増して頂き、更に根本であるその手続を簡単にせざるやでできないかと思つてあります。が、手続を簡単にされる農林大臣のお考があるかどうか、お伺いしたいのであります。

○國務大臣(森幸太郎君) この問題につきましても、予算委員会でも藤野君から御質問がありまして、大蔵大臣がお答えいたしておつたと私承知いたしております。見返資金の前年度の放出ができませんんは、当時大蔵大臣も申しましたような理由であるのであります。併し結論にお述べになりました通り、見返資金の借入等につきましても、非常に煩雜な手続が要りますので、私が見ましても、これだけの手続を簡便にしなければならぬのかと不審が程複雑な手続を要求されておるのであります。これは見返資金そのものの性質にもよるものとは存じますが、今少し簡単にできないかといふことを痛感いたしておるわけでありませう。これは一に大蔵事務当局の裁量を要するわけでありませうので、農林省といたしましては資金融通の面から、できるだけその簡素化の図れるように交渉をし、努力もいたしたいと思つておられます。農林中央金庫の手続等によりまして、できるだけ農林水産業の資金は農林中央金庫を通じて貸出すといふような方針を取つて行きたいと思つておられます。

○政府委員(安孫子藤吉君) さつき藤野さんからお話のありましたパリティイ指数でございますが、ちよつと控えがございまして、簡単に申上げて置きたいと思つております。私の承知いたしておりますのは、一月が一六六・一六でございまして、二月に入りまして一六五・三、これは繊維の下落を見込んでおられます。三月が一六六・二六、これは肥料の値上りを織込んでおられます。四月は一六七・五七、これが魚価が上がるので、一面繊維が下落するだるうといふような材料を織込んでおられます。五月が一六六・三七、これは魚、薪炭類の下落を織込んでおられます。一面パキスタン棉の関係がありますので、その方面から上つて来るんじやないか、六月が一六六・五九、それでは、七月、八月と経過しまして、九月には一七一・〇〇、これは肥料の値上り等を織込んでおるわけでありませう。この辺を総合いたしまして、予算上は一六八といふようなパリティイを基準として計算をしておるのであります。

○岡田宗司君 丁度食糧庁長官、農林大臣とおいでになつておるので、非常によいと思つておるのですが、過日の新聞によりますと、二十五日、二十六日に湯河原で、食糧庁の方々と、それから自由党の政調会の方々が、懇談会をやつて、主食の統制の問題について、いろいろ意見の交換が行われたといふことが新聞に伝えられておりました。二十九日の読売新聞によりまして、こゝういふことが書かれておられます。こゝういふことが書かれておられるところは、一が「超過供出価格が既定どおり二倍の場合には統制を継続し、これ以下となつたときは供出完了後自由販売とする」、二が「配給制度については、輸入食糧の政府管理が継続されるならば、明年四月一日以降統制を廃止する」、三が「本年産米、雑穀については、先に指示した供出割当量を軽減する」といふようなことが伝えられておるのであります。この與党の方と、それから農林省の高級官吏諸君との間に、こゝういふような点について話が行われたと、これが相当大きな影響を各方面に與えておるのであります。先ずお伺いしたいことは、大臣がこの会談を御存じであつたかどうか、大臣は、自由党に所屬せられておつて、非常に有力な地位におられる方でありませう。同時に農林行政の最高責任者でございますが、この党とそれから農林省の役人との間の懇談会が行われたこと、それからそれによつて、こゝういふような意味の話し合がつくといふことについて、予め承知せられたかどうか、その点をお伺いしたいのであります。

○國務大臣(森幸太郎君) この問題は、少し覚えたいたしました。その手続を簡略にいたしましたかと思つておるのですが、正直に私はさつぱらんに申上げますが、司令部の方から、現在の供出制度を今すぐ改めろといふのではありませんが、現在の供出制度では、政府も困つておるし、司令部としてもいろいろ煮え湯を飲まされたような立場にもなつて困る、何とか一つよい方法に変えたらどうかといふことは、まともな意見でなく、これは個人の意見として、私に示唆があつたのであります。併し、専断的な問題でありますので、御承知の通り、来年の三月一杯で現在の食糧法が一応終了するので、何とかせなければならぬといふことは当然のことでありませう。研究を進めておるのであります。たま／＼こゝういふ問題がありませう。

たので、事務当局に、一応の案を研究を進め早めるといふことにしたらよからうといふことを命じておつたのであります。それが政調の方に伝わりまして、政調の方でも、それはどういふわけだ、内容を聴かせろといふお話でありましたので、私は今申しましたようないふことについて、概略報告しておつたのであります。ところがその後、それでは一つ専門的に研究しようといふので、何だか五人か委員ができました、委員ができましたけれども、素人ばかりの集まりでありますので、事務当局に出席を要求せられて、共に研究すると、こういう態度を採つたらしいのであります。それで二回くらいはいろいろ協議があつたのであります。安本の事務当局、農林省の事務当局といふことは、ただ自分の考え方をお話し、まあ参考になる程度の折衝に與つておつたことと私は存じております。ところが二十五日でありましたか、湯河原で会議をするといふお話でありましたので、それは委員の自由でありますから、どこでしよう、これは私のかれこれいふべき問題ではありますませんが、その湯河原で会議がありました。こう新聞に発表されました、これは委員会の意見であり、政府が責任を持つべきものでもありません、又その内容の如何は別問題といたしまして、正式に党の調査会を経、役員会を経たものでもないであります。一つの私案として発表されたのであります。が、そういう問題につきまして、私はこの案の内容について意見を申し上げることを差控えたいと存じます。が、そういう程度で発表されたのであります。

○岡田宗司君 これは安孫子長官もおいでになつておりますから、尙その事情についてお伺いしたいと思つております。それから、與党側のそういう委員の方々が安孫子長官初めその他の方々がお集まりになつて、そこで一つの案を研究された、これは勿論さういふことはよくあることだと思つておりますが、新聞に伝えられるところによりまして、秘密協定なるものができたと、こういうことなんでしょう。何のための秘密だか私共にはよく分らないのであります。或いは大臣を出し抜いたといふ意味の秘密かも知れないのであります。が、(笑)一体自党の大臣を除いて、そうして農林当局、或いは安本当局の方々と、與党のどういふ資格を持つて行政にタッチされるか分らん方々との間に、こういう何箇條かの秘密協定が結ばれて、それに何か参加された方の署名があつたといふようなことを聞いておるのであります。そういうことが行われたとすると、これは非常に不可解なことなんでしょう。ありますが、その点につきまして、参加者の安孫子長官から、経緯を少しお聞きしたいのであります。

○政府委員(安孫子長官) 会合につきましては経過については、只今大臣のお話の通りであります。実は安本長官官邸におきまして、この問題をいろいろな角度から三回に亘りまして議論を進め、又整理もいたして来ておるのであります。湯河原におきましても、その延長としていろいろ議論を重ねた次第であります。今後の食糧管理方式のあり方、或いはその段階的な措置をどうするか、又本年度の問題についてはどう考へるべきであるか、輸入食糧を全面管理することが日本としては絶対必要であるのではないかというような点や、まあいろいろな点について議論を重ねて来ておりましたものを、日曜日にも実はその議論を重ねて来たといふわけでありまして、その結論といふものは、実はまだ得ておらんのであります。勿論これは大臣、又民自党といひましたし、最高幹部において決定をさるべき性質のものであります。議論をいたした程度であるのであります。いわゆる新聞に報道されております秘密文書なるものは、これは論議をいたしました要点を整理いたしましたといふものであります。五人委員の方におかれましては、政調の方にいろいろ御報告なさる都合もあろうと察知されるのであります。論議をいたした点について、整理をいたされたものであると私共は了解いたしております。出席者の署名があるといふお話を伺いますが、そうではなく、その場に出席をいたしておりました者の氏名はこうであるといふことを備考的に付けておるのであります。これが秘密文書といふような形になりましたのは、当時山村委員長から記者問に對しまして、大体的経過をお話になつたのであります。それよりも多少詳しく論点を整理いたしましたものが、メモとして作られたと言いますが、ありますので、それがいわゆる秘密文書といふ同様にこれはいろいろ議論を進めて参ります上においての整理をいたしたものであるといふふうには私共は了解いたしております。

○岡田宗司君 自由党の委員の方々が政策を研究するために、行政部の人々と會われて、そういう研究をされて、その結果をまとめる、これは誠に結構な話であります。又その得られました結論を、自由党の政策としてこれを発表されるということも、これは私共党として当然なことと思つておられます。併しながら両者の話合ひの結果、主務大臣を差置いて、まあどちらが発表したかと申せば、これは自由の方々の発表でありました。同時にこれによりまして、藤田農政局長からも、それから安孫子長官からも、何か発表されておるようになっておるものであります。両者が共にこういうものをどつて発表したといふことになつて参ります。その政治的な意味といふものが、自由の政治的な意味といふものと非常に違つて来る、こういうことが言えるのであります。私はこういうものが発表されて、而もこれが、そういう形式で発表されたために與えられたところのいろいろな影響といふものを考えましたときに、こういう形で行われることは非常に重大なことである。特に行政といたしましては、かくのごときことはよく考えてやつて貰わなければならぬことと思つておられます。内容等を見ましても、果してこの内容が、今責任を持つて、自由党の大臣である農相が行い得るものであるかどうか、又行政当局の方にいふことも、これを責任を持つて行い得るものであるかどうか、非常に疑問に思われるような節もあるのではないかと。その点について私は聊か行政当局において手落ちといふか、軽率であつたのではないかと思つておられます。その点についての農林大臣の見

解を伺いたいと思つております。

○國務大臣(農相) これは事務当局も手落ちでありましたが、新聞記者の諸君の取扱い方が甚だ適切を欠いておると思つておられます。與党、政府意見一致するといふことか何と表題があつたように思いますが、農林省におきましては、この問題はまだ審議にかけておりません。ただ私が先程さういふヒントはある、それについては研究を進めなければならぬ、先ず以て責任の位置にある二三のもので、極く秘密になつて、まだ成案も何もできておりません。その成案ができれば勿論私も十分研究しまして、又省議にもかけて、省内の意見も質して、そうして政調と交渉するならば政調と交渉いたして、又政調は独自の立場で考えたのをこちらに申入れて、これを内閣が採るか採らんかはこつちの自由でありますから、十分検討の上で政策を決定するわけでありまして、そういう関係でありますので、私は事務当局に、その研究をして貰ふことにはいたしておりました。ただその成案を得ておらんのであります。ただその成案を得た五人の連中が、何だか決定したかのごとく、政府の意見と一致したかのごとく発表したので、新聞記者諸君がお取扱いになつたのか分りませんが、非常に世間の誤解を招くような事態を致したことは、甚だ申訳なく考へておられます。二十五年の食糧政策といたしましては、すでに確然としたしておるのであります。これは決して移動がありません。特別に司令部の方から指令でも来れば格別であります。現在ではすでに計

画を立てております通りに進捗するつもりであります。ただ先程も申しました通り、二十六年に亘つてはどうか、この法律案の現在の法律案が失効する場合においてどういふ法を律を出すか、どういふ制度を定めて行くかという点を早急に、これは決まなければならない問題でありますので、と申上げますことは、今生産計画を立てておりますのは、今年の米の生産までであります。この十一月に播きつけの麦からは、現在の生産計画より後のことなるのでありますから、急いでこの方法を定めて行きたい、こういう気持は持つておるのであります、今新聞等いろいろと発表されておりますが、その内容について私の意見を附加えることは差控えたいと思つて、いずれにいたしても、そういう段階になつておるとは御了承願ふと存じます。今後どういふもの取扱につきましては十分慎重な態度を以ちまして農民の諸君の迷わないように十分注意をいたしたいと存じます。この問題につきましては、食糧庁長官、農政局長にも、少しそのやり方が余り完全ではなかつたのではないかと、注意をいたしておるわけでありまして、今後一層の注意を拂つて行きたいと存じます。

○岡田宗司君 内容につきましては今私、かれこれ申上げようと思つては行かないのであります。私共は尙研究して行かなければならぬと思つておりますので、これが政府の案として、或いは與党と政府と一致した案として私共も別に受取ろうと思つてはございませんが、ただこれが與党と政府側の方々の間に意見が一致して、そういうメモができたといふことになりますと、大体において拘束はされないけれども、この内容については食糧庁なり或いは安本大臣の当局において、或る程度これを認めるということになるのだからとも考えられる。大体その中でたつた一つ、私、重要な点を挙げてお伺いしたいのであります。今農林大臣のお話ですと、本年度の計画は変わらない。こういうふうにおつしやつておるのであります。この條項の中に、本年産の米、雑穀については、先に指示した供出割当量を軽減する、こういうことがあるのであります。これはやはり與党側と、それから安孫子長官、或いは農田農政局長、或いは東畑生活物資局長との間に一致した意見なんでありませうか。

○政府委員(安孫子長官) その点は一致をいたしておらぬのであります。私共は本年度供出割当はやはり一定の基礎の下に、これを指示したしておるのであります。生産量から保有量、これを引いた供出量というものは、一定の基準の下にこれを指示したしておるのであります。それを何らの理由なく減らすとか何とかというものは、行政当局としてはできないという見解を持つております。ただ従来の経過から御承知のように、減額補正というものが生産者の要望と甚だしく距つた数量になつておるのであります。これが災害農家に対しては、相当苦しい思いをさせておるこの実情だけはどうしても本年は打開をいたしたい、従つて減額補正について適切な数量を決定すること、最善の努力をいたしたいという、そういう方向で私は行くべきである、こういう見解を持つておるのであります。新聞等に載つておりますのは私共は別の意見を持つておる次第であります。

○岡田宗司君 只今大臣並びに長官からのいろいろのお話で、この會議の内容ともいふものはならぬ正式に今日の農林省の食糧政策を左右するものでないといふことが明らかになつたわけでありませう。私共といたしましては、先程大臣の言われましたように、こういうことが軽率に発表されまして、農民に非常に動搖を興えるということにつきましては、これは今後慎んで買わなければならぬことと思つて、農林省が、尙この発表されましたものについて、大臣から正式になんらかの形で取消をお願いしたいと思つておりますが、その点についての大臣のお考はどうでしよう。

○國務大臣(森幸太郎君) いろいろ聞運つて、この内容は、私は今貰つておるのでありますが、新聞の記事と大分違つておる点があるようでありませうので、これは一層はつきりして置く必要があると存じます。取消するか、或いは訂正するか、或いは私としての考え方を申上げるかいたしたいと存じておりますが、これはいずれにいたしても、先程一番先に申しました司令部からこういう事態が一つ研究をして案を持つて来て見てくれ、こちらでも十分研究して見るから、共々に研究しようではないかということであつたのであります。これはどういふ案を拵えるにしまして、一応そういう経路を踏みますから、一般農民諸君なり消費者諸君の誤解のないように、適当な処置を今後私共として取りたいと考えております。

○岡田宗司君 私は以上で終ります。○委員(補見議員君) 外に御質問ございませぬか。それじや委員長から皆さんに申上げますが、この法律の最終決定に至るまでに、現在の食糧公団が明年三月までの存続期間の間に、末端の配給機構について御説明、或いは小規模機構がどうなるかといふことの具体的な説明を、概括的な説明はその前食糧長官から伺つて、その具体的に固まつた方針については、今申しますようにに我々が最終的決定に至るまでに、詳しく御説明を伺うという約束になつておりました。本日伺うことができません。併しこの法律は今朝程も申上げましたように、明日上げなければならぬものでありますから、その説明はこの法律が成立いたしましたあとにおいて、引續いて御審議を頂く、こういうことにはいたしたいと思つております。その点は御了承願ふと思つております。それからもう一つ公団関係で、二十六條の兼業禁止の問題については、修正意見等も衆議院並びに当方にございまして、併し狙うところは先般安田企画課長からこの委員会で御説明がありましたようなことで、何らか便法も講ぜられるようでありませうから、その問題はその程度にいたしたいと思つております。質疑が概ね結局したようでありませうから、これから本法律案を議題といたしまして討論採決に入りたいと思つております。

○羽生三七君 社会党といたしましては、食糧管理法の一部を改正する法律案については反対をいたします。その理由を以下簡単に申述べますが、概括的に

先に一応の考を申述べますといふと、この法律が議題になつてから、しばしば論議され、今又岡田君からも種々湯河原会談に終んで質疑がありました問題でありませうけれども、要するに日本の食糧事情の全般を考慮して考えられるべき食糧管理法が、たとえ一部でありませう、かくも簡単に改正案として提出されることをば誠に遺憾であります。少くともこの法律の中に含まれておるものが、主として甘藷、馬鈴薯だけの問題でありますけれども、全体としての日本の食糧問題を勘案いたしまして、尙外国食糧、輸入食糧の見通しとも関連して、根本的に日本の食糧管理機構を再検討して、而もその結果後段の附則に示されておりますような食糧確保臨時措置法との関連において、本法が十分に審議されなければならぬと思つております。それが少しもそういう関連なしに、ただ半の問題だけを突如としてここに持出してこの改正案を提出されたといふことは、我々の了解に苦しむところでありませう。特に藤野議員が指摘されましたことと第三條第一項中の甘藷、馬鈴薯の問題につきましては、全く農民の要望と食運つておる。これ又二億貫の買入れにつきましても、資金の操作で行うと言つておられますが、具体的に何らの見通しもついておらないこと、こういう点を考えましても、農家に與える影響といふものは極めて大きなものがあります。尙又第二十六條のこの兼業禁止の問題につきましても、今委員長からお話がありました、非常に問題があります。更に附則に示されておる食糧確保臨時措置法が先般の国会において、

が一致して、そういうメロができた

す。新聞等に載っておりますのは私

ります。

由を以下簡単に申述べますが、概括的に

保臨時措置法が先般の国会において、

参議院において審議未了になり、ポツダム政令という形まで取つて発動されたこの法律が、而も若干の一部改正法律の中に附則として示されておるといふような、こういうことは私共は更に了解に苦しむところでありませぬ。あれ程重大性を持った食糧法がこの法律の全く末端に單なる附則として改正されておるといふような形を採るというこゝとは、極めて本末転倒でありまして、この点についても私共は賛成し得ざる

て政策の樹立実行に万全を期するに第四、食糧の国内自給を増大して輸入食糧を抑制し、輸入食糧の価格調整を節減して、これを国内食糧の自給及び農村保護に必要な経費に充てること。第五、芋類の統制撤廃に伴う品種の改良、加工、利用等の諸政策に遺憾なからしめ、芋類の価格の低落及び需要の減退を防ぎ、以て芋類生産の安定を期すること。第六、食糧配給機構の改正は名目や形式に拘われないことな

食糧状況が多少よくなつたということによつて、徒らに野放しにこれを撤廃する。而も四億圓の買入れをすると言つても、先程羽生委員から言われたやうに、これに対する資金の操作もまだ確定したものでないといふやうな不安に晒される状況にあることを非常に遺憾とするものであります。政府におきましては農民をしつかりとした経営につかせるやうな、そつとして安心させるやうな方向に持つて行くやうに、金詰りと重税とを緩和しながら、安心して農業につけるやうな方策を、抽象的ではありますが、芋類の統制撤廃をする場合に、早急にすることを要望いたしましたして賛成をするものであります。

五畝であるという現実においては、悉く赤字になる。これは農産物価格が適正でないということに帰着すると思ふ。どこまでも適正なる農産物価格を制定して頂きたい。この二点を要望いたしましたして賛成いたします。

三月二十九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。牧野法案

○藤野繁雄君 私は先の事項を要望いたしましたして、本法律案に賛成するものであります。第一は速かに新しい事態に即応した食糧政策を確立して、日本農業の向うところを明らかにし、農民をして安心してその業に就かしめるよう措置すること、第二、食糧政策は国力増給の基調として一つは農村の保護に努め、他は民主の安定に資すること、第三、無分別に自由経済を強調し、徒らなる混乱を招き、禍根を将来に残すことを嚴に戒め、現実を熟視し

食糧状況が多少よくなつたということによつて、徒らに野放しにこれを撤廃する。而も四億圓の買入れをすると言つても、先程羽生委員から言われたやうに、これに対する資金の操作もまだ確定したものでないといふやうな不安に晒される状況にあることを非常に遺憾とするものであります。政府におきましては農民をしつかりとした経営につかせるやうな、そつとして安心させるやうな方向に持つて行くやうに、金詰りと重税とを緩和しながら、安心して農業につけるやうな方策を、抽象的ではありますが、芋類の統制撤廃をする場合に、早急にすることを要望いたしましたして賛成をするものであります。

○委員長(福見義男君) 他に御発言ございませぬか。

○委員長(福見義男君) では本日はこの程度で散会いたします。

○鈴木一君 私には民主黨といつたしまして、要望をして本案に賛成するものであります。御承知のやうに、農村は非常な危殆に瀕しておりまして、金詰りと重税とそれから最近食糧が沢山輸入され、而もこれには補給金が非常に多い。肥料は値上りである。又聞くところによれば、重税のうちにも農業用の山林に対して落葉をかけたために、一反歩で三百圓の所得を課すとか、鶏一羽で七百圓の所得を見ておる。こういうやうな重税を課される農村が非常な恐慌になつておるときに、生産ができ

○小川久義君 私も要望いたしましたして賛成いたします。特に農林大臣に要望して置きたいのですが、一月二十七日の私の食糧問題に対する質問において、国内需給態勢を整えることが、食糧自給度の向上ではないか、農林大臣はこれに対してどう考えるかと質問したときに、国民の力で輸入食糧を入れていることが自給の向上だとお述べになつておるのであります。そういう考え方でなく、どこまでも国内産食糧で自給できる態勢を基本にして、できるだけ輸入食糧を少くするという方向にお進め願いたい。それから最近農村の金詰りは、大臣特に御承知の通り窮迫しておるといふことは過言ではないと思ひます。特に農林省の調査統計には一町歩未満の農家は、二万五千円赤字になつたという調査統計が出ておる。一町歩未満と申しますと、日本の四千万農民が悉く赤字経営状態にあるということになる。平均耕作反歩は八反乃至八反

○委員長(福見義男君) 起立者多数と認めます。よつて本法律案は多数を以て可決することに決定いたしました。賛成者の署名並びに委員長報告は先例によつてよろしくお願いいたします。

三月二十九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。牧野法案

○委員長(福見義男君) 起立者多数と認めます。よつて本法律案は多数を以て可決することに決定いたしました。賛成者の署名並びに委員長報告は先例によつてよろしくお願いいたします。

○委員長(福見義男君) 起立者多数と認めます。よつて本法律案は多数を以て可決することに決定いたしました。賛成者の署名並びに委員長報告は先例によつてよろしくお願いいたします。

○委員長(福見義男君) 起立者多数と認めます。よつて本法律案は多数を以て可決することに決定いたしました。賛成者の署名並びに委員長報告は先例によつてよろしくお願いいたします。

三月二十九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。牧野法案

とを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「牧野」とは、主として家畜の放牧又はその飼料若しくは肥料の採取の目的に供される土地(耕作の目的に供される土地を除く)をいう。

第二章 牧野管理規程

(牧野管理規程の作成)

第三條 地方公共団体は、その管理に属する牧野であつて政令で定めるものにつき、当該牧野が立地その他の諸条件に応じて最も効率的に利用されるように牧野管理規程を定めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の規定により牧野管理規程を定めようとするときは、あらかじめ、牧野管理規程案を十日間公示しなければならない。

3 当該牧野の利用者、所有者その他利害関係のある者で、当該牧野管理規程案に不服のあるものは、前項の公示期間満了後二十日以内に、当該地方公共団体に異議を申し立てることができる。

4 前項の規定による異議の申立があつたときは、当該地方公共団体は、同項の期間満了後二十日以内に、公聴会を開き、当該牧野の利用者、所有者その他利害関係のある者の意見を聞かなければならない。

5 地方公共団体は、牧野管理規程を定めるときは、遅滞なく、左の各号の区分に従い、それぞれ、農林大臣又は都道府県知事の認可を申請しなければならない。

一 都道府県にあつては、農林大臣

二 市町村(その組合及び財産区を含む。)にあつては、都道府県知事

6 農林大臣又は都道府県知事は、前項の規定による認可の申請があつた場合において、当該牧野管理規程が、当該牧野を最も効率的に利用させるのに適当であると認めるときは、これを認可しなければならない。

7 農林大臣又は都道府県知事は、第五項の規定による認可の申請を却下するときは、その理由を明示しなければならない。

8 牧野管理規程の変更については、前六項の規定を準用する。

(牧野管理規程の内容)

第四條 牧野管理規程には、少くとも左の事項を記載しなければならない。

- 一 位置及び面積
 - 二 用途別の区画及び面積
 - 三 放牧地にあつては放牧期間、家畜の種類別認可頭数及び放牧方法、採草地にあつては採草期間、採草回数及び採草量
 - 四 草種及び草生の改良の方法に關する事項
 - 五 有害な植物及び障害物の除去並びに害虫の駆除に關する事項
 - 六 牧野用施設に關する事項
 - 七 経費の負担区分に關する事項
 - 八 違反に対する措置に關する事項
- 9 前項第三号の認可頭数は、家畜の食草量に応じ牛又は馬に換算して定めることができる。この場合

の換算の方法は、農林省令で定め

(牧野管理規程の遵守)

第五條 地方公共団体は、牧野管理規程に従つて当該牧野を利用させなければならない。

第六條 農林大臣又は都道府県知事は、牧野の改良及び保全に關し専門的知識を有する職員に、それぞれ、その認可した牧野管理規程のある牧野に立ち入らせ、当該牧野が最も効率的に利用されているかどうかを検査させることができる。

2 前項の検査の結果、牧野管理規程に違反する事実があると認めるときは、農林大臣又は都道府県知事は、当該牧野の管理者に対し、牧野管理規程を遵守し、又はその利用者をしてこれを遵守させるために必要な措置をとるべき旨を指示することができる。

3 第一項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

4 第一項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(権利関係の調整)

第七條 第三條第六項の規定により牧野管理規程の認可があつた牧野につき、地方公共団体と当該牧野の利用者との間に、当該牧野の使用又は収益に關する契約がある場合において、その牧野管理規程を遵守するために必要があるときは、地方公共団体は、契約の條件

にかかわらず、その必要の限度において、当該契約を変更することができる。

2 地方公共団体は、前項の規定により契約を変更する場合において、当該牧野の利用者が二人以上あるときは、各利用者の利益を公平に考慮しなければならない。

第八條 前條第一項の規定による契約の変更により不利益を受けた当該牧野の利用者は、契約の條件にかかわらず、小作料、賃借料その他その利用の対価につき、相当の減額又は相当の拂戻を請求することができる。但し、契約の変更の通知があつた日から三十日を経過したときは、この限りでない。

第三章 保護牧野

(改良及び保全の指示)

第九條 牧野が著しく荒廃し、且つ、保水力の減退、土地の侵し、その他の事由により国土の保全に重大な障害を與えるおそれのある場合において、その障害を除去するため必要があるときは、都道府県知事は、その必要の限度において、期間及び区域を定め、当該牧野の所有者その他権原に基づき管理を行う者に対して、草種又は草生の改良その他牧野の改良及び保全に關しとるべき措置を指示することができる。

2 都道府県知事は、前項の指示をする場合には、左に掲げる基準に準拠してしなければならない。

- 一 当該指示に係る措置を実施することが技術的に可能であり、且つ、その措置によつてもたらされる当該牧野の効用の増加に

比して、著しく多額の費用を要しないこと。

2 当該指示に係る措置を実施することが国土の保全を促進するとともに、牧野の利用効率を高めること。

3 都道府県知事は、第一項の指示をしようとするときは、あらかじめ、当該牧野の所有者その他権原に基づき管理を行う者に対して、意見を述べる機会を與えなければならない。

(指示の変更)

第十條 前條第一項の指示を受けた者は、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該指示の変更を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の申請があつたとき、又は必要があると認めるときは、前條第一項の指示を変更することができる。

3 前條第三項の規定は、前項の変更について準用する。

(指示の失効)

第十一條 第九條第一項の指示のあつた牧野(以下「保護牧野」という。)につき、牧野としての用途が廢止されたときは、同條同項の指示は、その効力を失う。

2 第九條第一項の指示を受けた者は、前項の用途廢止の日から三十日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(立入検査)

第十二條 都道府県知事は、第九條第一項の指示に係る措置の実施を確保するため必要があるときは、その職員に当該保護牧野に立ち入らせ、当該指示に係る措置の実施

申請しなければならぬ。この場合
で定めることができる。この場合

は、地方公共団体は、契約の条件

される当該牧野の効用の増加に

らせ、当該指示に係る措置の実施

状況を検査させることができる。

2 第六條第三項及び第四項の規定は、前項の立入検査について準用する。

(完了の届出)

第十三條 第九條第一項の指示を受けた者は、当該指示に係る措置の実施を完了したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の届出があつた場合において、当該指示に係る措置の実施が完了していることを認めるときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(損失補償)

第十四條 国は、第九條第一項の指示を実施したため損失を受けた者に対し、その実施により通常生ずべき損失を補償する。

2 第九條第一項の指示は、これに伴い前項の規定によつて必要となる補償金の総額が国会の議決を経た予算の範囲内において、しなければならない。

(権利関係の調整)

第十五條 契約により所有権以外の権原に基づき牧野の管理を行う者が、第九條第一項の指示を受け、当該指示に係る措置を実施するために必要な費用を支出したときは、その者は、契約の相手方に対し、契約期間若しくは永小作権その他の権利の存続期間の延長又は小作料、賃借料その他その利用の対価の減免につき協議を求めるところができる。

第十六條 第九條第一項の指示を受け、当該指示に係る措置を実施す

るために必要な費用を支出した者と当該牧野の利用者との間に、当該牧野の使用又は収益に関する契約がある場合において、当該指示に係る措置を実施したため牧野の効用が増加したときは、その実施者は、契約の条件にかかわらず、小作料、賃借料その他その利用の対価につき、相当の増額を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、当該牧野の利用者は、その権利を放棄し、又は契約を解除することができる。

(適用除外)

第十七條 森林法(明治四十年法律第四十三号)第三十六條において準用する同法第十四條の規定により保安林に編入されている牧野については、この章の規定を適用しない。

第四章 雑則

(害虫の駆除)

第十八條 都道府県知事は、牧野に害虫が発生し、これが他にまん延するおそれのある場合において、必要があるときは、区域、期間及び駆除の方法を定め、当該牧野の所有者その他権原に基づき管理を行う者に対し、その害虫を駆除すべき旨を指示することができる。

(報告)

第十九條 都道府県知事は、この法律の目的を達するために必要があると認めるときは、牧野の所有者、管理者又は利用者に対し報告徴集の目的を附記した文書をもつて、当該牧野又はその施設に関

し、必要な報告を求めるところ

である。

(奨励措置)

第二十條 国は、第三條に規定する牧野管理規程に従い牧野の改良事業を行う者、第九條第一項の指示により保護牧野の改良事業を行う者及び第十八條第一項の指示に従い害虫の駆除の事業を行う者に対し、当該事業を行うために必要な限度において、資金の融通、牧野草の種子及び牧野樹木の種苗の供給等に関し、必要な奨励措置を講ずる。

(処分等の行為の承継人に対する効力)

第二十一條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による処分及び手続その他の行為は、当該行為に関係ある土地、物件又は権利につき所有権その他の権利を有する者の承継人に対しても、その効力を有する。

(河川の敷地及び堤防に関する準用)

第二十二條 第三條から第八條まで及び第十八條から前條までの規定は、河川法(明治二十九年法律第七十一号)第十八條(同法第五條において準用する場合を含む。)の規定により家畜の放牧又はその飼料若しくは肥料の採取の目的に供することを許可された河川の敷地及び堤防に準用する。

(執行規定)

第二十三條 この法律において政令に委任するものを除く外、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、農林

省令で定める。

第五章 罰則

第二十四條 第九條第一項の規定による指示に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十五條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第十二條第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 第十九條(第二十二條において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の刑を科する。

第二十七條 第十一條第二項又は第十三條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二千元以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
1 この法律の施行の期日は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において、政令で定めらる。

(牧野法の廃止)
2 牧野法(昭和六年法律第三十七号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

(経過規定)
3 この法律の施行の際、現に存する牧野組合については、前項の規定にかかわらず、旧法は、なおその効力を有する。

4 前項の牧野組合であつて、この法律の施行の日から五月を経過した時に現に存するもの(清算中のものを除く。)は、その時に解散する。

5 農林大臣は、前項の期間の経過後、牧野組合の清算をすみやかに終わせ、遅くともこの法律の施行の日から一年以内に、その清算を結了させるように努めなければならない。

6 この法律の施行前(附則第三項の牧野組合については、同項の規定により効力を有する旧法の失効前)にした行為に対する罰則の適用については、この法律の施行後(同項の牧野組合については、同項の規定により効力を有する旧法の失効後)でも、なお従前の例による。

(関係法律の改正)
7 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「牧野組合、」を削る。

8 事業者団体系法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第二号中「リ 牧野法(昭和六年法律第三十七号)」を「リ 創設」に改める。

9 附則第三項の牧野組合については、その清算が終了するまでの間、前二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

昭和二十五年四月二十日印刷

昭和二十五年四月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所